

2019 年 ALT 調査報告

全国一般全国協議会・教育関連グループ

全国一般東京南部／ゼネラルユニオン／福岡ゼネラルユニオン

2019 年 10 月

I. はじめに

2019年9～10月、全国一般全国協議会傘下の教育関連グループ（ゼネラルユニオン、福岡ゼネラルユニオン、全国一般労組東京なんぶ）はALTに関して全国の市区町村教育委員会を対象とした調査を行ないました。その内容は、任用／雇用形態、労働時間、また、2020年度からの会計年度任用職員制度が始動することに伴う、現在の直接任用／雇用ALTについての今後の計画等に関するものでした。

また、47都道府県教育委員会に対しても同内容の調査を行ない、19の道府県教育委員会から回答があり、回答率は40.5%でした。

● 回答あり ● 解釈不能な回答 ● 無回答

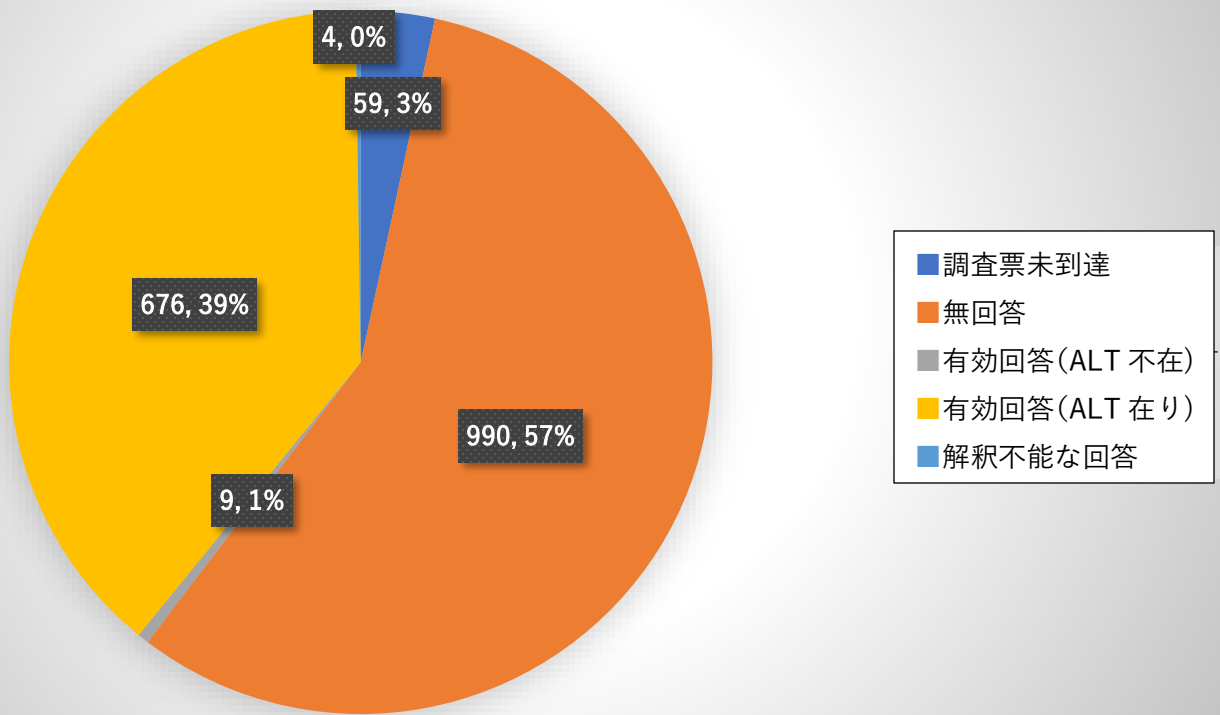
● 北海道	● 東京都	● 滋賀県	● 香川県
● 青森県	● 神奈川県	● 京都府	● 愛媛県
● 岩手県	● 新潟県	● 大阪府	● 高知県
● 宮城県	● 富山県	● 兵庫県	● 福岡県
● 秋田県	● 石川県	● 奈良県	● 佐賀県
● 山形県	● 福井県	● 和歌山県	● 長崎県
● 福島県	● 山梨県	● 鳥取県	● 熊本県
● 茨城県	● 長野県	● 島根県	● 大分県
● 栃木県	● 岐阜県	● 岡山県	● 宮崎県
● 群馬県	● 静岡県	● 広島県	● 鹿児島県
● 埼玉県	● 愛知県	● 山口県	● 沖縄県
● 千葉県	● 三重県	● 徳島県	

I-1

全国1,738市区町村教育委員会のうち1,679市区町村教育委員会に調査票が届き、4つの解釈不能な回答を含んで689市区町村教育委員会から回答がありました。

回答率は39.6%でした（接触できた市区町村教育委員会の割合は41%）。

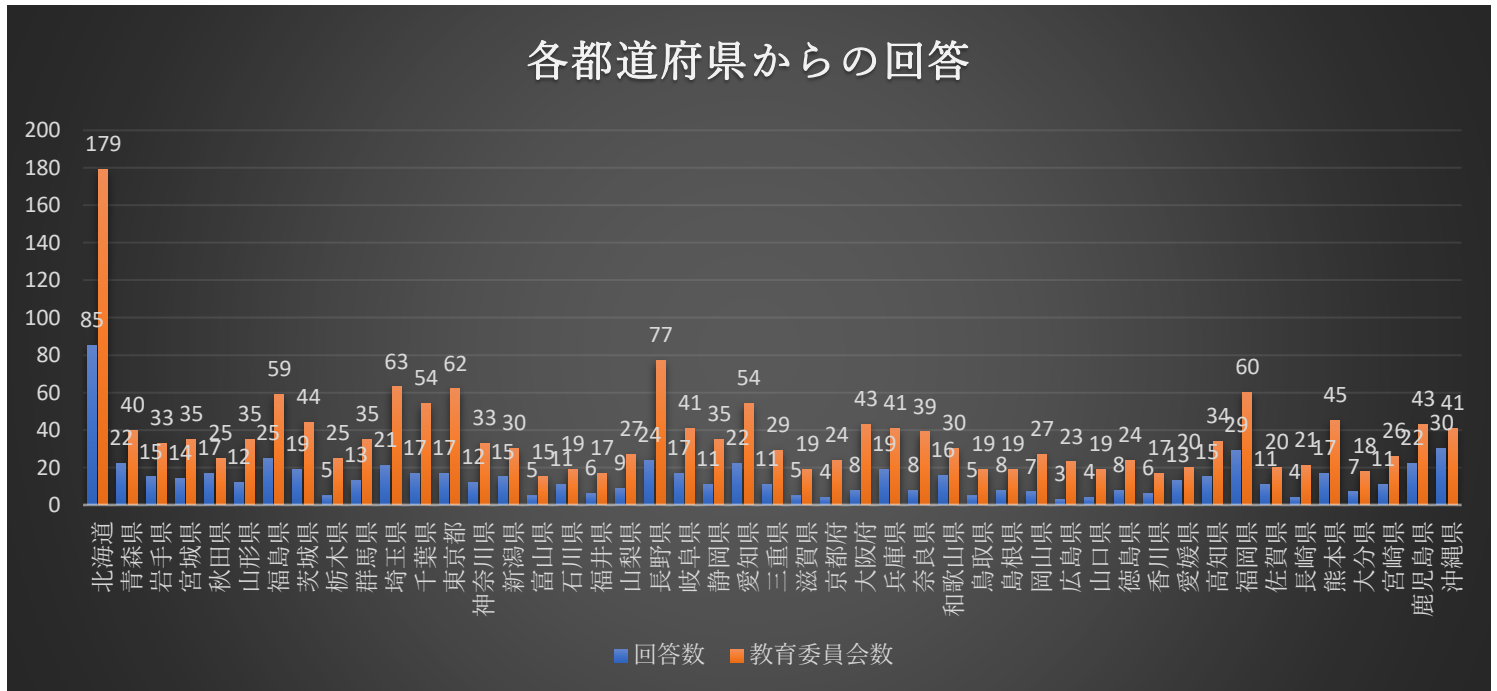
対応内訳



I-2

以下の報告と分析などは、回答が寄せられかつ ALT がいる 676 教育委員会に関するものです。

都道府県毎の回答数は以下の通りです。



I-3

II. ALTの任用／雇用形態

1. 以下は文部科学省による2015年度から2017年度までの調査結果とその傾向です。

JET							JETの数は微減で全体はほぼ横ばい
年	2015人数	%	2016人数	%	2017人数	%	
小学校	2,124	18.6	2,216	17.8	2,253	17.4	
中学校	2,309	33.5	2,464	31.9	2,490	32.7	

JETの数は中学校で微減で全体はほぼ横ばい							JETの数は中学校で微減、全体はほぼ横ばい
年	2015人数	%	2016人数	%	2017人数	%	
小学校	1,772	15.5	1,875	15.1	1,996	15.5	
中学校	1,447	19.9	1,436	18.6	1,430	18.8	

派遣							派遣教師数が小学校で大きく減少し中学校で微増
年	2015人数	%	2016人数	%	2017人数	%	
小学校	1,230	18.6	1,362	11	1,583	12.3	
中学校	1,265	17.4	1,240	16.1	1,574	20.7	

請負							請負教師数は小学校で微減、中学校でも減少
年	2015人数	%	2016人数	%	2017人数	%	
小学校	1,576	13.8	1,831	14.7	1,663	12.9	
中学校	1,552	20.9	1,612	20.9	1,345	17.7	

その他							変化なし
年	2015人数	%	2016人数	%	2017人数	%	
小学校	4,737	41.4	5,140	41.4	5,417	42	
中学校	739	10.1	970	12.6	778	10.2	

II-1

- 今回の我々の調査結果はこれとは異なる点があります。また、文部科学省の調査はALTの人数についてのものですが、吾々の調査は教育委員会の数についてのものであります。
- 文部科学省の2017年の調査結果ではJETの割合が小学校で17.4%、中学校で32.7%ですが、我々の調査ではJETを用いている教育委員会の割合は51%です。

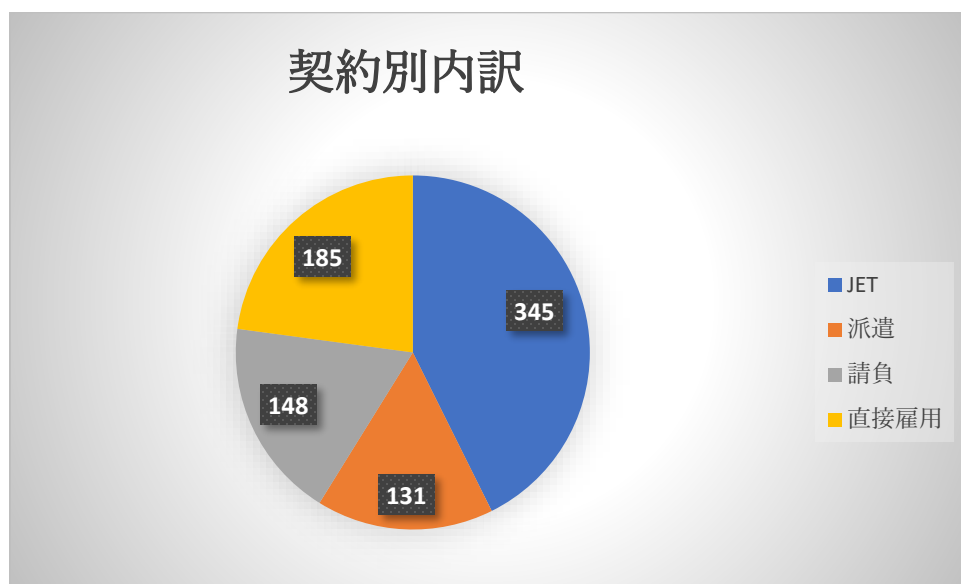
4. 文部科学省の調査結果では小学校と中学校で直接任用／雇用されている ALT の割合は 15～20%ですが、我々の調査結果では ALT を直接任用／雇用している教育委員会の割合は 27.4%となっています。

表 II-1 に関連する質問

1. 文部科学省の調査結果にある「その他」とは具体的には何を意味するのでしょうか。調査項目以外の任用／雇用形態なののでしょうか。教育委員会が何らかの記入ミスをした、ということなののでしょうか。あるいは、自営業者との契約なののでしょうか。
2. データは具体的にはどのような方法で集められたのでしょうか。
3. データは全ての市区町村教育委員会からのものなのでしょうか。

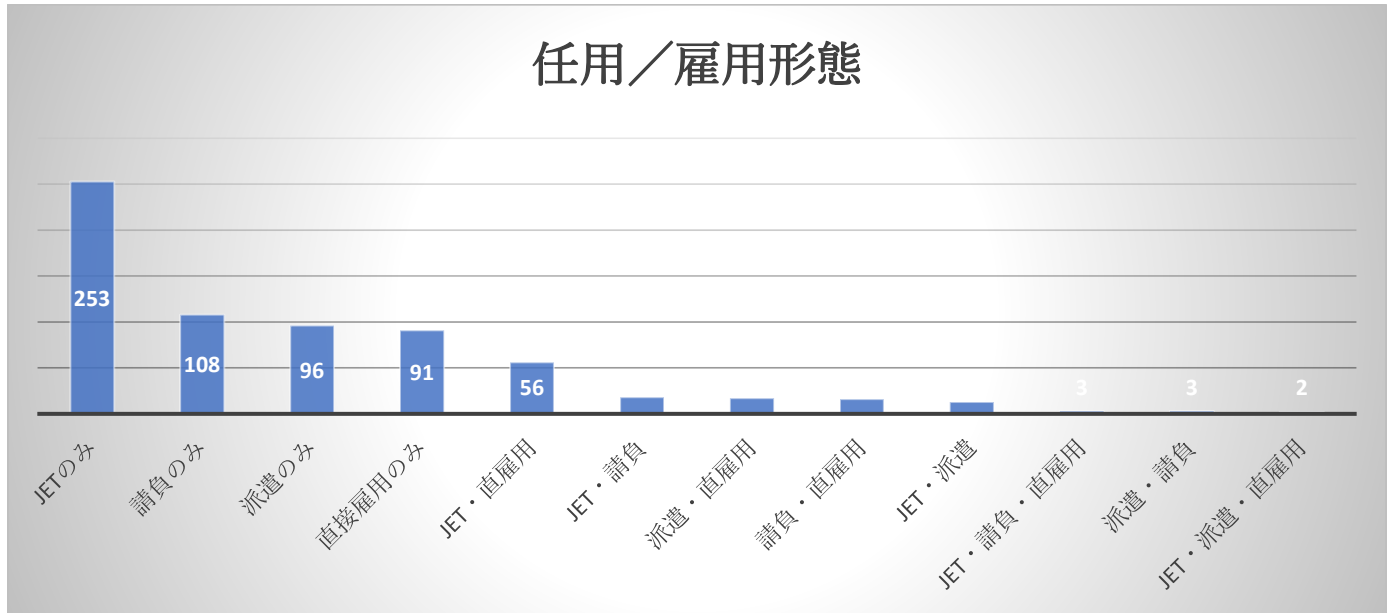
請負契約について；

1. 2014 年 8 月 27 日、文部科学省は「外国語指導助手の請負契約による活用について（業務内容の確認及び外国語会話の実演）」という通知を発出しました。この通知は、「受託した業務が 字義どおりに外国語会話の実演である実態を備えており、担当教員等からの指揮命令が発生する余地はない」（即ち、ALT は単独でも教員免許を持つ正規教員とのチーム・ティーチングも学習指導を行なわない）場合においては ALT についての請負契約は適法であるとするものでした。
2. 我々の調査では、21.9%の教育委員会が派遣会社との間で請負契約を結んでいます。これは「全国の小学校では 12.9%、中学校では 17.7%」という文部科学省の調査結果の数値より高いものです。問題は請負契約で働いている ALT の数ではありません。これだけの割合の教育委員会が文部科学省の通知を無視し続けている、という事実です。



II-2 (多くの教育委員会が複数の形態を採用しているため合計数は 676 以上となっている)

3. 我々の労働組合には教育委員会と請負契約を結んでいる派遣会社で働いている ALT 組合員が多数いますから、我々は実態を熟知しています。請負契約下で派遣されている ALT 組合員達は日本人の正規教員達と一緒に「教えて」います。労働者派遣法に基づいて派遣されている ALT と請負契約下で派遣されている ALT との間で実際にやっている仕事には変わりはないのです。ALT と請負契約下で派遣されている ALT と JET、直接任用／雇用の ALT、労働者派遣法に基づいて派遣されている ALT とが違う仕事をしているなどとは考えられません。請負契約を結んでいる多くの教育委員会は同時に、その他の任用／雇用形態も採用しているからです。



II-3

4. 我々の調査に対して、以下の教育委員会は「派遣会社との間に請負契約を結んでいる」と自ら回答しています。

II-4

北海道	深川市	北海道	妹背牛町	青森県	南部町
北海道	函館市	北海道	ニセコ町	岩手県	普代村
北海道	北杜市	北海道	比布町	岩手県	軽米町
北海道	幌加内町	北海道	島牧村	岩手県	葛巻町
北海道	上士幌町	北海道	新日高町	岩手県	滝沢町
北海道	小清水町	北海道	新進乙村	岩手県	遠野市
北海道	栗山町	北海道	蘭越町	岩手県	宮古市
北海道	釧路町	北海道	訓子府町	宮城県	大和町
北海道	芽室町	北海道	赤井川村	宮城県	女川町

宮城県	山本町	新潟県	湯沢町	愛知県	豊田市
宮城県	東松島市	富山県	南砺市	愛知県	弥富市
山形県	戸沢村	富山県	富山市	滋賀県	栗東市
福島県	会津若松市	石川県	羽咋市	京都府	福知山市
福島県	川内村	石川県	宝達志水町	兵庫県	佐用町
福島県	西後村	福井県	美浜町	兵庫県	上郡町
福島県	新地町	福井県	若桜町	兵庫県	播磨町
茨城県	神栖市	山梨県	中央市	奈良県	安堵町
茨城県	かすみがうら市	山梨県	早川町	奈良県	平群町
茨城県	河内町	山梨県	甲斐市	和歌山県	紀の川市
茨城県	美浦村	山梨県	身延町	鳥取県	大山町
茨城県	結城市	山梨県	都留市	島根県	浜田市
栃木県	茂木町	長野県	旭村	岡山県	真庭市
群馬県	川場村	長野県	安曇野市	岡山県	高梁市
群馬県	桐生市	長野県	南箕輪村	広島県	廿日市市
群馬県	明和町	長野県	大町市	広島県	海田町
群馬県	千代田町	長野県	王滝村	香川県	丸亀市
群馬県	南牧村	長野県	佐久穂町	香川県	宇多津町
埼玉県	川口市	岐阜県	安八町	愛媛県	東温市
埼玉県	川島町	岐阜県	七宗町	高知県	香美市
埼玉県	松伏町	岐阜県	揖斐川町	福岡県	芦屋町
埼玉県	毛呂山町	岐阜県	海津市	福岡県	福津市
埼玉県	小川町	岐阜県	川辺町	福岡県	広川町
埼玉県	桶川市	岐阜県	神戸町	福岡県	苅田町
埼玉県	杉戸町	岐阜県	輪之内町	福岡県	水巻町
埼玉県	ときがわ町	岐阜県	山県氏	福岡県	直方市
千葉県	長生村	静岡県	熱海市	福岡県	大野城市
千葉県	睦沢町	静岡県	東伊豆町	福岡県	添田町
千葉県	大多喜町	静岡県	川根本町	福岡県	須恵町
東京都	羽村市	静岡県	湖西市	福岡県	八女市
東京都	東村山市	静岡県	牧之原市	福岡県	桂川町
東京都	葛飾区	愛知県	岡崎町	福岡県	川崎町
東京都	瑞穂町	愛知県	蟹江町	福岡県	福岡市
東京都	あきる野市	愛知県	小牧市	佐賀県	上峰町
東京都	国分寺市	愛知県	西尾市	佐賀県	多久市
神奈川県	海老名市	愛知県	東浦町	佐賀県	鳥栖市
神奈川県	川崎市	愛知県	東栄町	熊本県	宇土市
神奈川県	中井町	愛知県	豊根村	大分県	中津市

宮崎県	西都市
鹿児島県	姪良市
鹿児島県	東串良町
鹿児島県	伊佐市
鹿児島県	鹿屋市
鹿児島県	長島町
鹿児島県	与論町

質問

1. 先に述べました 2014 年 8 月 27 日の文部科学省の通知は全市区町村教育委員会に周知徹底されていますか。
2. 教育委員会が請負契約で ALT を活用している場合、それが 2014 年 8 月 27 日の通知に沿ったものであるかどうかを、文部科学省はどうやって判断しておられますか。
3. 請負契約で ALT を活用している市区町村教育委員会を具体的に調査されたことはありますか。
4. 請負契約で ALT を活用している教育委員会の一覧表を文部科学省にお渡ししました。文部科学省はこの表についてどうなさいますか。

市区町村と道府県の教育委員会との任用／雇用形態の違い

1. 図 II-2 と II-3 は、小中学校で働く ALT の任用／雇用形態を示したもので、その形態が多様であることがわかります。
2. 表 II-5 は、解釈可能な回答を寄せた 18 の道府県委員会の中で 17 か所は JET を採用しており、僅か 2 か所だけが JET 以外を採用しています。

回答なし
 解釈不能な回答
 JET のみ
 JET と派遣
 派遣のみ

<input type="radio"/> 北海道	<input type="radio"/> 東京都	<input type="radio"/> 滋賀県	<input type="radio"/> 香川県
<input type="radio"/> 青森県	<input checked="" type="radio"/> 神奈川県	<input type="radio"/> 京都府	<input type="radio"/> 愛媛県
<input type="radio"/> 岩手県	<input type="radio"/> 新潟県	<input type="radio"/> 大阪府	<input type="radio"/> 高知県
<input type="radio"/> 宮城県	<input type="radio"/> 富山県	<input type="radio"/> 兵庫県	<input type="radio"/> 福岡県
<input type="radio"/> 秋田県	<input type="radio"/> 石川県	<input type="radio"/> 奈良県	<input type="radio"/> 佐賀県
<input type="radio"/> 山形県	<input type="radio"/> 福井県	<input type="radio"/> 和歌山県	<input type="radio"/> 長崎県
<input type="radio"/> 福島県	<input type="radio"/> 山梨県	<input type="radio"/> 鳥取県	<input type="radio"/> 熊本県
<input type="radio"/> 茨城県	<input type="radio"/> 長野県	<input type="radio"/> 島根県	<input type="radio"/> 大分県
<input type="radio"/> 栃木県	<input type="radio"/> 岐阜県	<input type="radio"/> 岡山県	<input checked="" type="radio"/> 宮崎県
<input type="radio"/> 群馬県	<input type="radio"/> 静岡県	<input type="radio"/> 広島県	<input type="radio"/> 鹿児島県
<input type="radio"/> 埼玉県	<input type="radio"/> 愛知県	<input type="radio"/> 山口県	<input type="radio"/> 沖縄県
<input type="radio"/> 千葉県	<input type="radio"/> 三重県	<input type="radio"/> 徳島県	

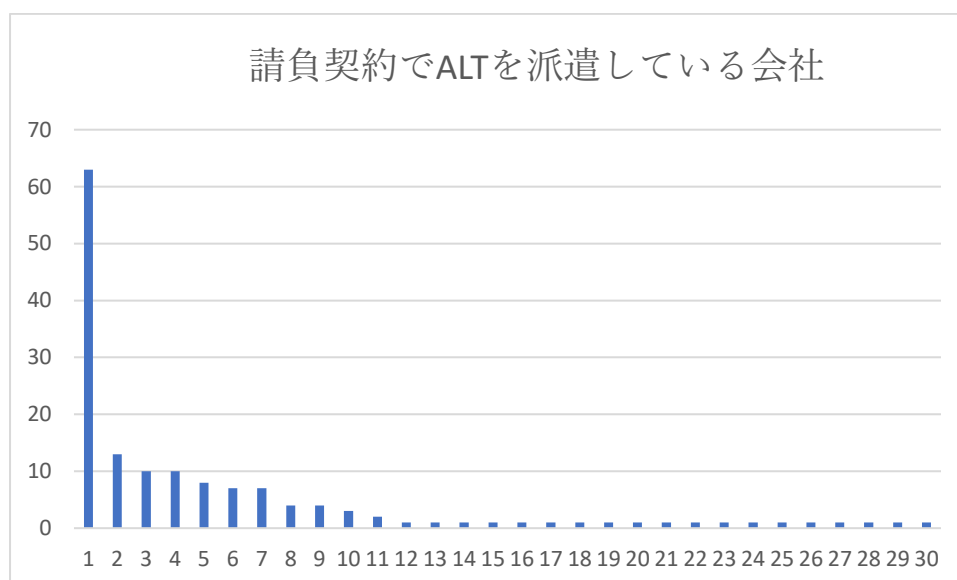
II-5

質問

1. ALT を活用している市区町村教育委員会の中で JET を活用しているのは僅か 51%であるのに対して、道府県教育委員会では 1 か所以外は全部 JET を活用しています。この差には、何か特定の理由があるのでしょうか。
2. 18 道府県教育委員会の中で派遣を採用しているところが 1 か所で請負はありませんでした。派遣や請負の採用に関して、道府県教育委員会と市区町村教育委員会とがこんなに違うのには何か理由があるのでしょうか。
3. 道府県教育委員会には直接任用／雇用の ALT は皆無で、市区町村教育委員会では 27.4%でした。何か理由があるのでしょうか。

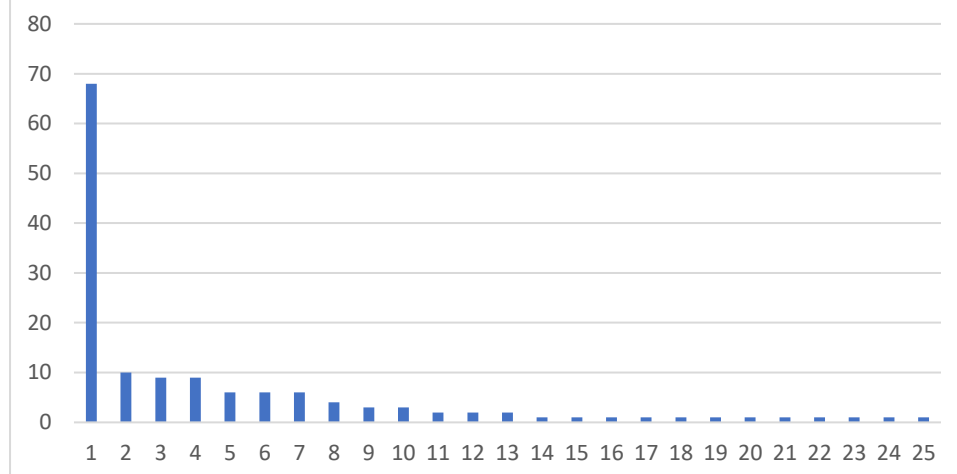
III. 任用／雇用形態と社会保険加入

1. 派遣会社で働く ALT が、教育委員会との契約が派遣の場合でも請負の場合でも社会保険に加入させてもらえない問題は、全国一般全国協議会にとっては非常に重要な問題です。加入を逃れることを目的に、意識的に ALT の勤務時間を週 30 時間以下に抑えることが横行していることが明白だからです。
2. また我々の組合は日頃からグラフ III-1 や グラフ III-2 にある派遣会社への対応を重ねていて、派遣会社大手はいずれも従業員数を 500 名以下にしている、週 20 時間以上働く ALT を社会保険に加入させる義務から逃れています。下の 2 つのグラフの両方で「1」となっている会社は同じ会社で、派遣でも請負でも、1 社だけでその他の会社の合計を上回るシェアを占めていますが、この「1」社は、週 20 時間以上働く ALT を社会保険に加入させる義務が生じると、それを逃れるために会社そのものを分割し、それぞれの会社の従業員数を 500 名以下にして、社会保険に加入させる義務から逃れたのです。



III-1

派遣契約でALTを派遣している会社



III-2

- 派遣 ALT の場合、その労働時間について回答した 117 教育委員会の中の 35%の教育委員会が、その週労働時間が 30 時間に僅かに及ばない、と報告しています。請負 ALT の場合、その労働時間について回答した 128 教育委員会の中の 40 教育委員会が、つまり 31.3%がその週労働時間が 30 時間に僅かに及ばない、と報告しています。117 の教育委員会のうちで派遣 ALT の週労働時間が明確に 30 時間以上としているのは 63 に過ぎず、請負 ALT の場合は 128 教育委員会のうちで 65 に過ぎません。割合で示せばそれぞれ 53.8%、50.8%です。
- JET ALT の大部分が週 35 時間勤務し社会保険に加入していることと対照をなしています。
- 直接任用／雇用の ALT も、社会保険加入に関しては派遣や請負よりずっといい状況です。その労働時間数について回答した教育委員会の 77.4%が直接任用／雇用の ALT の週労働時間が 30 時間以上と報告しています。一方、30 時間以下は 15.2%です。

	直接任用／雇用	派遣	請負
週労働時間を報告した教育委員会数	177	117	128
*30 時間に僅か届かず (31.25%)	27 (15.2%)	41 (35%)	40
**30 時間超え (50.8%)	137 (77.4%)	63 (53.8%)	65

*社会保険加入資格なし

**社会保険加入資格あり

III-3

- 民間会社との契約では 1/3 の ALT が多分に意図的に社会保険加入から外され、加入しているのは約半

分に過ぎません。直接任用／雇用 ALT の 75%以上、JET のほとんど 100%との大きな差は偶然ではありえないものです。

7. こうした現実、笑えぬブラック・ジョークのようなものです：意図的に労働者を社会保険に加入させず、そのことによって本来国に納入すべき保険料の半分を逃れている派遣会社が、ALT 派遣の報酬として税金を受け取っているのですから。
8. ですが我々は、派遣会社の一部についてはその苦しさを理解もしています。週 20 時間以上勤務の労働者を社会保険に加入させることから逃れるために会社を複数に分割した会社「1」（表 III-1, 2 参照）については前に紹介しました。でも、この会社にも言い分があるのです。彼らはこう言います。「こうしなければ、あれこれ策を講じて社会保険加入逃れをやっている他の会社に、教育委員会が行なう入札で全部負ける」と。

質問

1. 週 20 時間以上勤務する ALT を社会保険に加入させることを逃れることを目的に自身を分割するような会社について何かやれることはありますか。
2. 教育委員会が ALT 事業の入札を行なう時、参加会社に社会保険加入の有無を明示させるような規定はありますか。
3. 日本には、教育委員会の下で働きながら社会保険に加入していないままで教育に携わっている外国人が実に多いことという事実は恥ずかしいことです。今後、ALT については全員を社会保険に加入させるための計画等がありますか。

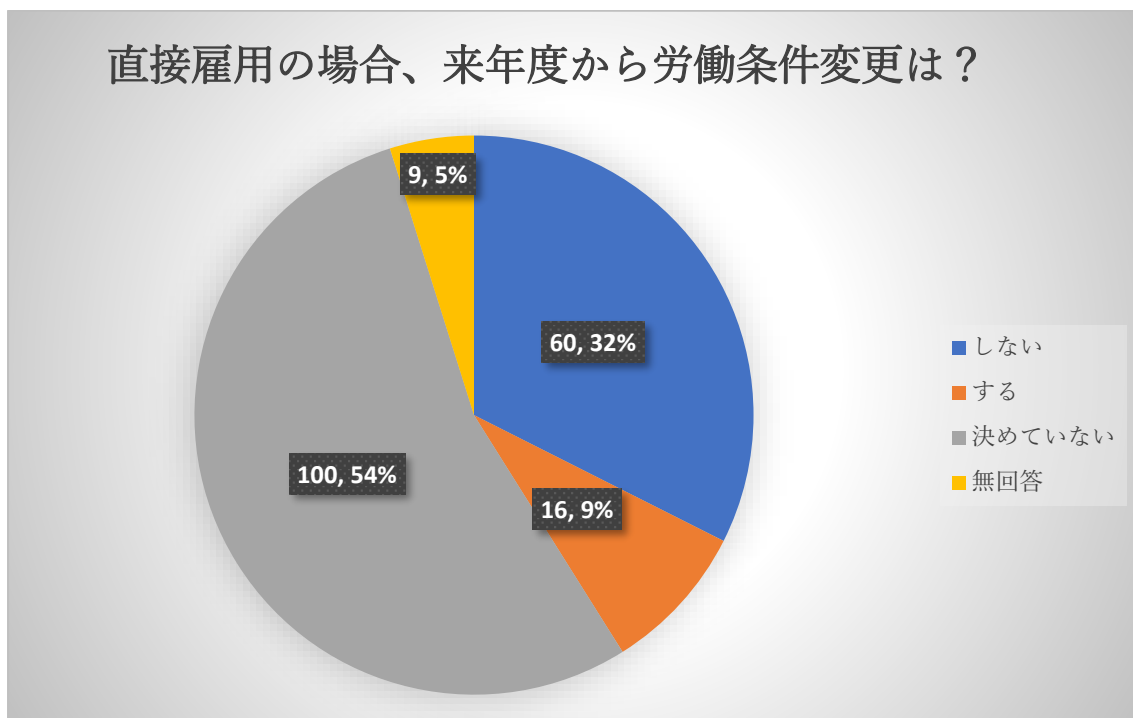
IV. 会計年度任用職員

1. 「現在 ALT を直接任用／雇用されている場合、来年度から JET、派遣、業務委託／請負などへ変更されますか。」という質問に対して直接任用／雇用を行なっている 185 の教育委員会から回答がありました。大多数は「変更なし」という回答でしたが、「変更あり」との回答もいくつかありました。

現在の任用／雇用形態	2020 年度の任用／雇用形態
変更なし	170
JET に変更	2
派遣に変更	3
請負に変更	4
未定	2

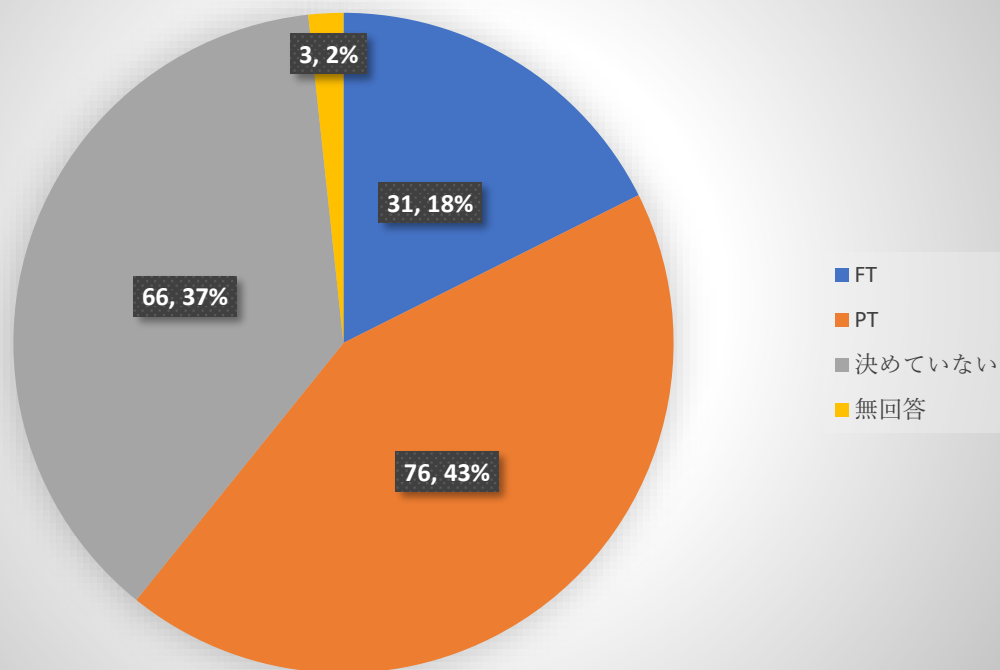
IV-1

2. 更に我々には懸念があります。調査に回答を寄せなかった教育委員会の中の多くが現在直接任用／雇用している ALT の任用／雇用形態を 2020 年度から変えようと計画しているからこそ回答しなかったのではないと思われるからです。例えば、ゼネラルユニオンはすでに3つの教育委員会（岐阜県瑞穂市、大阪府河内長野市、兵庫県猪名川町）が任用／雇用 ALT を変更しようとしていることに対処していますが、これらの教育委員会はどれも調査に回答を寄せなかったところなのです。問題は 2020 年度だけに限ったものではありません。毎年続きます。この新しい「会計年度任用職員」制度の導入は、ALT の任用／雇用の問題だけではなく現在の地方公務員制度あるいは地方自治体そのものの民営化推進の動きであるからです。会計年度任用職員制度の導入に関する総務省発行のマニュアルには、その目的の中に「民間委託の推進等による業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現する」と謳われているのです。
3. また、多くの教育委員会が 2020 年度の会計年度任用職員制度の始動に伴い直接任用／雇用の ALT をどうするかについて適切な計画を持っていないことも懸念材料です。2020 年度から労働条件の変更があるかどうかについての質問に対しては、54.1%の教育委員会が「未定」と回答し、ALT はフルタイムとパートタイムのいずれの会計年度任用職員になるのか、との質問には 37.5%が「未定」と回答しています



IV-2

フルタイムかパートタイム会計年度任用職員？



IV-3

質問

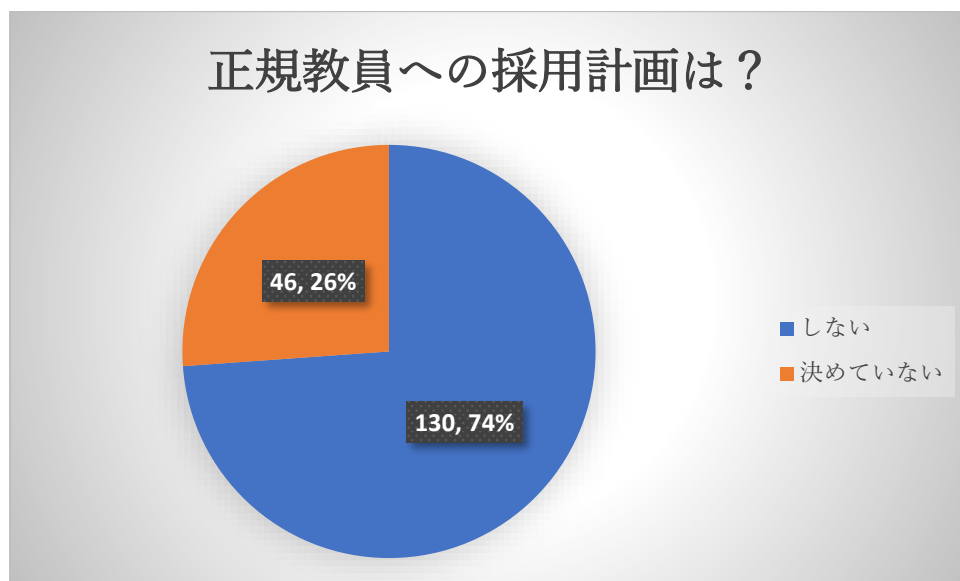
1. 直接任用／雇用の ALT を他の形態に変更することの長所や短所に関する何らかの指針を文部科学省はお持ちでしょうか。お持ちであればお聞かせください。
2. 直接任用／雇用の ALT を止めることを計画している教育委員会は、我々に対してその目的を「英語教育の質の向上」と説明しています。ALT 事業の外部委託が英語教育の質の向上に貢献するかどうかについての見解を文部科学省はお持ちでしょうか。お持ちであればお聞かせください。
3. 今後の計画について「未定」との回答が多かったことを報告しましたが、会計年度任用職員制度の設計については、2019年3月までに各地方自治体は政府に提出することになっていませんでしたでしょうか。
4. 直接任用／雇用の ALT を2020年度はどうすべきかについて、文部科学省は各教育委員会に何らかの指針を示しておられますか。直接任用／雇用の ALT を今後維持・拡大することを文部科学省は推奨しておられますか。

ALT の正規教員への採用

1. 2005年2月17日付の「外国語指導助手の契約形態について」という通知で文部科学省は、「優れた

ALT については、「正規教員としての採用を図る」ことを教育委員会に呼びかけられました。

2. 今回の調査への回答の中で、130 の教育委員会は「そうする計画はない」と回答し、46 の教育委員会が「未定」と回答しました。これを実行する可能性があるかと答えた教育委員会はありませんでした。
3. 各教育委員会との交渉の折、我々は上に述べました 2005 年 2 月 17 日付の文部科学省の通知を知っているかと質問を行なってきましたが、これはそもそもあまり知られてもいないようです。



IV-4

質問

1. 文部科学省は、優れた ALT を正規教員として採用することは各教育委員会における英語教育の向上に資するかどうかについてどんな見解をお持ちでしょうか。
2. 2005 年 2 月 17 日付の通知が出された理由は何だったのでしょうか。その背景にはどんな考えがあったのでしょうか。
3. 優れた ALT を正規教員として採用すること、あるいはこうした考えを教育委員会に推奨するために、文部科学省は何らかの計画をお持ちでしょうか。